

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成26年 7月15日告示第82号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の木造戸建て住宅の耐震性の向上を図り、耐震改修を促進し、もって震災に強いまちづくりに寄与するため、耐震診断に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法で建築された木造一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものに限る。）を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、木造住宅の所有者又は所有者の親族等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度（以下「耐震診断アドバイザー制度」という。）を利用して耐震診断を行うもの
- (2) 市税その他の公租公課を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が役員となっていない法人その他の団体

（補助対象経費）

第4条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす木造戸建て住宅のうち、耐震診断アドバイザー制度を利用して行われた耐震診断（以下「補助対象耐震診断」という。）に要した費用について交付する。

- (1) 市内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものであること（昭和56年6月1日以後に増改築等を行ったものを含む。）。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反していないこと。
- (4) 地階を除く階数が2以下であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。ただし、耐震診断1件につき6,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象耐震診断を行う前に、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金交付の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金交付の適否を決定し、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金決定通知書（様式第2号）により、当該申請書に対し速やかに通知するものとする。

(中止の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象耐震診断を中止しようとするときは、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金中止届出書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助金の決定を受けて補助対象耐震診断が完了したときは、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断アドバイザー制度による耐震診断結果報告書の写し
- (2) 前号の調査に対する診断費用の領収書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付請求書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第8条の規定による中止の承認を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

行橋市長 様

氏 名： ㊟
生年月日： 年 月 日
性 別： 男 ・ 女
住 所：
電 話：

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付申請書

年度行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金の交付を受けたいので、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、私は、市税その他の公租公課に対する納付状況について行橋市が調査すること及び行橋市暴力団排除条例の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を行橋警察署に照会することに同意します。

記

建物の概要

建 物	所 在 地	行橋市		
	構造及び規模	木 造 階建	延 べ 面 積 うち住宅の用に供 する部分の床面積	m ² m ²

交付申請額 _____ 円

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長 印

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった 年度行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金について下記のとおり決定したので、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 交付することを決定します。

1 補助金の交付予定額	円
2 交付予定年月日	年 月 日
3 補助の条件	

2. 交付をすることができません。

(理由)

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

行橋市長 様

氏 名 ⑩
住 所
電 話 ()

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金中止届出書

年 月 日 第 号で交付決定された補助金について、中止をしたいので、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

中止の理由

行橋市長 様

氏 名 ⑩
住 所
電 話 ()

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた事業の実績について、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称	行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助事業
2 耐震診断の実施日	年 月 日
3 添付書類	・福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度による耐震診断結果報告書の写し ・診断費用の領収書の写し ・その他 ()

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

㊟

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金額確定通知書

年 月 日付で事業完了実績報告があった 年度行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 補助金確定額

円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

行橋市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日付で補助金額の確定通知があった 年度の標記補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

金 額	¥						
-----	---	--	--	--	--	--	--

（金額の記載はアラビア数字を用いてください。）

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行	本店
	預金の種類	普通・当座	支店
	口座番号	(該当を○で囲む)	
	フリガナ		
	口座名義人		

第 号
年 月 日

様

行橋市長

㊟

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る 年度行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 取消しの範囲
- 3 取消しの理由
- 4 取消額
(交付決定額 円 に係る)
円